

境港市地域経済変動対策資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域経済に大きな影響を及ぼす経済環境の変化を受けて、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対して必要な事業資金の融資を行うことを目的とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、基本要綱において使用する用語の例による。

(経済変動事象の指定)

第3条 この資金の対象となる経済変動事象とは、市内中小企業等の経営の安定に深刻な影響が生ずるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 為替相場の急激な変動、原材料価格等の高騰、財政・金融問題等に起因する海外経済の停滞その他の経済環境の悪化により、地域経済に大きな影響を及ぼすもののうち、市長が指定するもの。
 - (2) 市内の中小企業者等と広範な取引関係を有する事業者（市長の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に限る。）が、事業再編等の事業活動の変更を行うことにより、地域経済に大きな影響を及ぼすもの。
- 2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、境港市地域経済変動対策資金指定通知書（様式第1号）により、保証協会、商工団体及び取扱金融機関に通知するものとする。

(融資対象者)

第4条 この資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当することについて商工団体の確認（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第3号の規定に該当し、同項の規定による市町村の認定を受けようとする場合は当該認定）を受けた者とする。

- (1) 前条第1項第1号により影響を受けた中小企業者等のうち、次のいずれかの要件を満たすもの
 - ア 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完工工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している者
 - イ 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
 - ウ その他必要により市長が別に定める要件に該当する者
- (2) 前条第1項第2号により影響を受けた中小企業者等のうち、次のいずれかの要件を満たすもの
 - ア 取引総額のうち指定事業者との取引（指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある取引を含む。以下同じ。）の割合（以下「取引依存度」という。）が10パーセント以上を占める者のうち、次のいずれかの要件を満たすもの

- (ア) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している者
- (イ) 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
- (ウ) 新たな取引関係の構築、新事業の展開（これまで行ってきた事業が帰属する業種と異なる業種（基本要綱第2条第10号に規定する日本標準産業分類の細分類が異なる業種をいう。）に新たに進出するものをいう。以下同じ。）、販売促進のための新たな取組又は新技術・新製品の開発等を行うための具体的な事業を実施する者
- (エ) その他必要により市長が別に定める要件に該当する者
- イ 指定事業者との取引関係はないが、指定事業者の事業活動の変更を受けて、経営の安定に明らかに深刻な影響が生じていることが認められる者のうち、次のいずれかの要件を満たすもの
- (ア) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している者
- (イ) 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
- (ウ) 新たな取引関係の構築、新事業の展開、販売促進のための新たな取組又は新技術・新製品の開発等を行うための具体的な事業を実施する者
- (エ) その他必要により市長が別に定める要件に該当する者

(融資条件)

第5条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の使途	運転資金、設備資金及び借換資金。ただし、借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて、保証協会の信用保証付き借入金（境港市中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、境港市中小企業小口融資等特別資金、境港市経営活力再生緊急資金、境港市経営活力強化資金、境港市経営体質強化資金、境港市経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金、鳥取県チャレンジ応援資金、境港市コロナ克服借換特別資金その他保証協会が別に定める借換対象外の資金を除く。）のとりまとめを行う場合に限るものとし、借換資金のみの利用は認めないものとする。																				
融資限度額	3億円以内で市長が別に定める額																				
融資期間	10年以内（据置3年以内を含む。）																				
融資利率	年1.43パーセント（変動金利）																				
信用保証	すべて保証協会の保証を必要とする。																				
保証料率	下表のとおりとする。（単位：%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.08</td> <td>1.04</td> <td>0.99</td> <td>0.94</td> <td>0.89</td> <td>0.85</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45												

	を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。 ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.80%とする。
担保	保証協会の定めるところによる。
保証人	保証協会の定めるところによる。
償還方法	割賦均等償還

(融資の申込み)

第6条 この資金の融資を受けようとする者は、境港市地域経済変動対策資金融資申込書（様式第2号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、融資対象者要件の確認及び内容を精査の上、必要に応じて意見を付して、申込書等の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を希望している取扱金融機関に送付するものとする。

(融資審査)

第7条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関及び申込書を受け付けた商工団体に審査結果を通知するものとする。

2 審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を精査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(資金措置)

第8条 この資金を運用するため、市は預託により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

- (1) 預託額 この資金の融資残高に対し、市長が別に定める割合を乗じた額
- (2) 預託利率 市長が別に定める。
- (3) 預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

(融資実行の報告)

第9条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

(融資条件の特例)

第10条 第5条の規定にかかわらず、市長は、第3条第1項各号の規定による指定ごとに、資金の使途、融資利率又は信用保証の融資条件の特例を設けることができる。

2 前項の特例の内容は、第3条第2項の通知に併せて保証協会、商工団体及び取扱金融機関に通知するものとする。

3 第1項の特例を適用する場合で保証協会の保証を必要としないときは、第6条第2項、第7条及び前条の規定にかかわらず、融資の申込み等に係る手続は次条による。

4 第1項の特例を適用する場合は、第8条の規定にかかわらず、市の預託による資金措置について、市長が別に定める。

融資利率	年 1.43 パーセント（変動金利） ただし、借入後 5 年間は年 0.7 パーセント（固定金利）とする。
------	--

第 11 条 前条第 1 項の特例を適用する場合で保証協会の保証を必要としないときは、第 6 条第 1 項の申込書の提出を受けた商工団体は、融資対象者要件の確認及び内容を精査の上、必要に応じて意見を付して、申込者が借入を予定している取扱金融機関に当該申込書を送付するものとする。

- 2 前項の申込書の送付を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。
- 3 前項により融資を実行した取扱金融機関は、翌月 10 日までに基本要綱第 8 条に定める様式第 1 号に申込書を添えて、県及び市に報告するものとする。ただし、前条第 4 項により、市の預託による資金措置を要しないとした場合は、県に報告するものとする。
- 4 取扱金融機関は、前項の報告に併せて申込書を県に送付するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱等に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 14 日から施行し、令和 2 年 2 月 14 日の貸付けから適用する。
- 2 当該資金のうち、令和元年 5 月 16 日付発境水商第 45 号で指定した「令和元年度国際経済変動」において、新型コロナウィルスによる影響に係るもの融資利率及び保証料率については、第 5 条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

保証料率	下表のとおりとする。									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23

(単位：%)

ただし、借入後5年間は料率区分にかかわらず0パーセントとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年5月1日から同年12月31日までに保証申込を受けたもので、かつ同年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行された新型コロナウイルス対策向け資金（令和元年5月16日付発境水商第45号で指定した「令和元年度国際経済変動」のうち、新型コロナウイルスによる影響に係るものをいう。）（以下「新型コロナウイルス対策向け資金」という。）に対し適用する。
- 2 この改正前に保証申込みを行い融資実行された新型コロナウイルス対策向け資金（以下「従来型新型コロナウイルス対策向け資金」という。）については、なお従前の例による。
- 3 改正後の新型コロナウイルス対策向け資金（以下「改正後新型コロナウイルス対策向け資金」という。）に係る資金の使途、融資期間、融資利率、保証料率については、第5条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

資金の使途	運転資金、設備資金及び借換資金。ただし、借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて、保証協会の信用保証付き借入金（境港市中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、境港市中小企業小口融資等特別資金、境港市経営活力再生緊急資金、境港市経営活力強化資金、境港市経営体质強化資金、境港市経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金及び鳥取県チャレンジ応援資金並びに保証協会が別に定める借換対象外の資金を除く。）のとりまとめを行う場合に限るものとし、従来型新型コロナウイルス対策向け資金を改正後新型コロナウイルス対策向け資金に借換える場合を除き借換資金のみの利用は認めないものとする。																				
融資期間	10年以内（据置5年以内を含む。）																				
融資利率	借入後5年間は年0.7パーセント（固定金利）とする。 6年目以降は、年1.43パーセント（変動金利）とする。																				
保証料率	<p>下表のとおりとする</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1"> <tr> <td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr> <tr> <td>保証料率</td><td>0.68</td><td>0.64</td><td>0.59</td><td>0.54</td><td>0.49</td><td>0.45</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.23</td></tr> </table> <p>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。</p> <p>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.40%とする。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23												

ただし、借入後10年間は料率区分にかかわらず0パーセントとする

- 4 改正後新型コロナウイルス対策向け資金のうち、国費対象となるものの融資対象者、資金の使途、貸付形式、融資限度額、融資利率、保証料率、担保、保証人及び償還方法については、第4条、第5条及び前項の規定にかかわらず、境港市新型コロナウイルス感染症対応資金要綱（令和2年5月1日施行）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和4年3月31日までに保証申込を受付けたもので、かつ令和4年5月31日までに融資実行された新型コロナウイルス対策向け資金（令和元年5月16日付発境水商第45号で指定した「令和元年度国際経済変動」のうち、新型コロナウイルスによる影響に係るものをいう。以下「新型コロナウイルス対策向け資金」という。）に対し適用する。
- 2 改正後の新型コロナウイルス対策向け資金に係る資金の使途、融資期間、融資利率、保証料率については、第5条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

資金の使途	運転資金、設備資金及び借換資金。ただし、令和3年4月1日前に保証申込を受付け融資実行された新型コロナウイルス対策向け資金の借入金については、令和3年4月1日以降に保証申込を受付け融資実行される新型コロナウイルス対策向け資金による借換えを認めないものとする。																				
融資期間	10年以内（据置5年以内を含む。）																				
融資利率	借入後5年間は年0.7パーセント（固定金利）とする。 6年目以降は、年1.43パーセント（変動金利）とする。																				
保証料率	下表のとおりとする。 (単位：%) <table border="1"><thead><tr><th>料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td>保証料率</td><td>0.68</td><td>0.64</td><td>0.59</td><td>0.54</td><td>0.49</td><td>0.45</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.23</td></tr></tbody></table> <p>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。 ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.40%とする。 ただし、借入後10年間は料率区分にかかわらず0パーセントとする。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23												

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月29日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の境港市地域経済変動対策資金制度要綱第5条の規定は、令和3年2月1日以後に受け付けた保証申込について適用し、同日前に受け付けた保証申込については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、改正後の境港市地域経済変動対策資金制度要綱の規定は令和6年4月1日から適用する。